

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第2804号

平成28年9月2日金曜日 第2804号

\Diamond	目	次	\Diamond
	告	示	

大規模小売店舗の変更の届出の概要等		(経営支援課	ł)	677
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧		(農地整備課	ł)	678
農用地利用配分計画の認可申請	(農産園芸	芸課担い手・農地	保全対策室	<u>?</u>)	678
同意の成立(特定養殖共済)			(漁政課	ł)	678
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生			(水産課	ł)	678
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅			(")	679
急傾斜地崩壊危険区域の指定			(砂防課	₹)	679
公共測量の実施の通知		(道路維持課	₹)	679
道路の区域変更(一般国道 319 号)	(東予	5地方局四国中央	:土木事務所	i)	679
道路の供用開始(")	(")	679
土地改良区役員の就退任の届出	(中予地方局農村	整備第一課	₹)	680
土地改良区役員の住所の変更の届出	()	680
開発行為に関する工事の完了		(中予地方局	建築指導課	፥)	680
道路の供用開始(県道佐田岬三崎線)	(南	可予地方局八幡浜	土木事務所	i)	680
道路の区域変更(県道小田河辺大洲線)	(商予地方局大洲	土木事務所	i)	681
道路の供用開始(")	()	681
道路の区域変更(県道立石内子線)	()	681
道路の供用開始 (")	()	681
落札者等の告示		(高校教育課	₹)	681
公告					
NCプラズマ切断機の購入			(会計課	ŧ)	682
選挙管理委員会告示					
直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数		(選挙	管理委員会	ŧ)	683
不在者投票のできる施設の指定の一部改正		(")	683
維報					
VP 12		_	-m		
環境影響評価方法書について		(₹)	683

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第996号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出日日
ケーズデンキ四国中央店	四国中央市川之江町 349番 1	大規模小売店舗の名称	(仮称)ケーズデン キ四国中央店	ケーズデンキ四国中 央店	平成27年 11月12日	平成28年 8 月17日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名	株式会社ビッグ・エス ス 代表取締役 大坂 尚登	株式会社ビッグ・エス ス 代表取締役 岡田 達也	平成28年 6月17日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第997号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、 西条市上市地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦 覧に供する。

平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(ため池等整備事業・上市上池地区)計画書 の写し

2 縦覧期間

平成28年9月5日から10月4日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁、同東予総合支所、同小松総合支所及び同丹原 総合支所

○愛媛県告示第998号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひ め農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

	賃借	権(り設	定等を受ける者	賃借権の設定等を	を受ける土地
氏	名又	は名	称	住 所	所在及び地番	面積 (m²)
福	井	久	志	愛媛県松山市上川原町甲1554番地1上川原団地1棟4号		1 ,895
藤	岡	Œ	明	愛媛県松山市上野町 甲1577番地 1	「愛媛県松山市西野町 甲12番ほか4筆	2 926
Щ	岡	建	夫	愛媛県松山市由良町 1053番地 1	「愛媛県松山市泊町甲 462番59ほか1筆	1 ,714
俊	成	Œ	人	愛媛県松山市中島大 浦822番地	愛媛県松山市中島大 浦504番ほか7筆	5 ,173
濱	田	武	司	愛媛県松山市中島大 浦2104番地	で 愛媛県松山市中島大 浦465番ほか1筆	964

2 申請年月日

平成28年8月15日

○愛媛県告示第999号

次の加入区の特定養殖漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年 法律第158号)第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認め るので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規 定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

のり等養殖業(のり養殖業)

加	λ	X						
三島加入区								
津倉加力	津倉加入区							
弓削加力	(X							

○愛媛県告示第1000号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の 規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112 条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の 2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号) 第26条の3の規定により告示する。

平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

(東予地方局産業経済部今治支局管内)

宮窪加入区

(中予地方局産業経済部管内)

伊予加入区

(南予地方局産業経済部八幡浜支局管内)

長浜加入区 有寿来加入区

(南予地方局産業経済部管内)

下灘第二加入区

○愛媛県告示第1001号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成24年9月愛媛県告示第1102号)による保険に付すべき義務は、平成28年9月1日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

(東予地方局産業経済部今治支局管内)

宮窪加入区

(中予地方局産業経済部管内)

伊予加入区

(南予地方局産業経済部八幡浜支局管内)

長浜加入区

有寿来加入区

(南予地方局産業経済部管内)

下灘第二加入区

○愛媛県告示第1002号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所

において縦覧に供する。

平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

旦ノ上

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱14号までを順次結んだ線、標柱14号と標柱15号を市道旦ノ上団地中本線東側官民境界線で結んだ線、標柱15号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱17号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域

市	町		字	地	番		標	柱
新居法	兵市	萩生	旦ノ上	2036番	£ 2	1号		
			治良丸	2377番	<u>§</u> 1	2号、 号、8 12号	3号、4 号、9号	号、5号、6 、10号、11号、
			治良丸	2377霍	≨ 10	7号		
			旦ノ上	2007霍	≨ 26	13号		
			旦ノ上	2007霍	§ 1	14号、	15号	
			治良丸	2377番	₹ 6	16号、	17号	

○愛媛県告示第1003号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、西条市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(基準点測量)

2 作業期間 平成28年9月1日から

30日まで

3 作業地域 西条市小松町新屋敷

○愛媛県告示第1004号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道		319号		四国中央市新宮町新宮425番から		IΒ	メートル 5 8~10 8	キロメートル 0.001	
一般国道		3132		同町新宮425番地先まで		新	7 8 ~ 14 0	0 .001	

○愛媛県告示第1005号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		319号		四国中央市新宮 同町新宮425番 ⁵		番から					平成28年9月2日

○愛媛県告示第1006号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 北条市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の 届出があった。

平成28年9月2日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	井手	順二	松山市北条873番地	
"	乘 松	周二	松山市小川谷甲 9 番地 1	
"	植中	幸 男	松山市粟井河原361番地5	
"	山下	久 隆	松山市善応寺甲1065番地	
"	得 居	文 雄	松山市常保免99番地 1	
"	渡部	射 久	松山市中西内323番地	
"	徳永	: 正和	松山市八反地甲140番地	
"	山崎	1 久 生	松山市滝本甲112番地 1	
"	宮田	Ⅰ 和 樹	松山市小山田甲197番地	
"	田中	瑞 穂	松山市浅海原甲1104番地	
"	白石	一 司	松山市浅海本谷甲231番地 9	
"	中原	. 久寿	松山市大浦733番地	
"	森野	孝 則	松山市中通甲705番地	
監事	日野	正 寛	松山市鹿峰328番地3	
"	仲 田	I Œ	松山市片山甲361番地	
"	荻山	知 良	松山市庄甲949番地	

退任

役員の和	役員の種類		氏		住	所
理	ļ.	玉	井	篤	松山市久保甲31番地	

"	中 鋪	将	和	松山市麓甲421番地
"	山下	久	隆	松山市善応寺甲1065番地
"	得 居	文	雄	松山市常保免99番地 1
"	村 上	光	夫	松山市中西外甲387番地
"	山崎	久	生	松山市滝本甲112番地 1
"	谷 口	正	美	松山市儀式甲123番地
"	高橋	義	郎	松山市浅海原甲732番地
"	白 石	賢	=	松山市浅海本谷甲508番地 4
"	高橋		清	松山市上難波甲794番地
"	久留嶋	益	生	松山市下難波甲875番地
"	井 手	順	=	松山市北条873番地
監事	大 石	哲	也	松山市中西内374番地 2
"	井 上	剛	義	松山市尾儀原甲46番地 1
"	原		忍	松山市浅海原甲490番地21

○愛媛県告示第1007号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 北条市土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出が あった。

平成28年9月2日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

ĺ	役員種	●の		氏 名		7			住	所		
	種	類	戊		K 4		変	更	前	変	更	後
	監	事	大	石	哲	也	松山市中地2	西内	到甲374番	松山市中	西西西西	内374番地

○愛媛県告示第1008号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成28年9月2日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建(開)第22号 平成28年 8 月23日	伊予郡松前町大字南黒田字下屋敷615番 1	伊予郡松前町大字南黒田397番地 阿川石油㈱ 代表取締役 川 田 康 行

○愛媛県告示第1009号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	佐	田岬三岬	奇線	西宇和郡伊方町 同町三崎4791番							平成28年9月2日

○愛媛県告示第1010号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡内子町南山1027番 1 地先		旧	メートル 4.0~ 4.6	キロメートル 0.028	
宗 追	小田河坦入州緑	善多仰四丁町 用山 1027留 1 地元	新	4 6~19 .1	0 .028		

○愛媛県告示第1011号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	小田	河辺大	洲線	喜多郡内子町南	ī山1027番	1 地先					平成28年 9 月 2 日

○愛媛県告示第1012号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	X f	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南7449番 2 地先から		旧	メートル 42~48	キロメートル 0.010	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	立口內士線	同町大瀬南7449番1まで	新	4.6~ 6.1	0 .010		

○愛媛県告示第1013号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南7 同町大瀬南7449番1 a		ò				平成28年9月2日

○愛媛県告示第1014号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続き	入札公告日
インターネット実習対応パソコン等 一式(サーバー3台、パーソナルコ ンピュータ123台、ブリンタ15台、 プロジェクタ3台、周辺機器一式、 ソフトウェアー式、搬入、据付け、 調整等一式)	愛媛県教育委員会 事務局指導部高校 教育課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成28年8月17日	四国通建株式会社 今治市南大門町一丁目 1番地の15	630 ,720円 (月額)	一般競争入札	平成28年7月8日

公 告

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年9月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

NCプラズマ切断機の購入

(2) 購入物品名及び数量

NCプラズマ切断機 一式

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

- (3) 購入物品の内容等 入札説明書等による。
- (4) 納入期限 平成29年3月24日(金)
- (5) 納入場所
 - ・愛媛県立今治工業高等学校 造船コース実習教棟 溶接・塑性加工実習室 (所在地:愛媛県今治市河南町1丁目1番36号)
- (6) 入札方法
 - ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26・27・28年度の製造の請負等に係る 一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の 事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期限

電子入札による場合は、平成28年10月13日(木)午前9時から同月14日(金)午前9時59分まで

紙入札による場合は、平成28年10月14日(金)午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成28年10月14日(金)午前10時00分 愛媛県総務部入札室 本館2階
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

提出期限:平成28年10月3日(月)午後5時00分

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から 第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) その他
 - ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額

23 848

及び電子くじ入力番号を入力のうえ、提出すること。 紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

- 5 summary
- Nature and quantity of the product to be purchased: NC plasma cutter , 1
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 14 October 2016
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成28年9月2日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩 男

- 1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき 選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数

1 ,192 ,352

- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1 を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3かの1の数 (松山市・カーマンでは、数 学区にあっては、数に6 分の1を超乗じて得た数 と40万に3分と じて得た数)
伊 予 郡	44 231	14 ,744
南 宇 和 郡	20 ,160	6 ,720
松山市・上浮穴郡	440 ,358	140 ,060
今治市・越智郡	144 ,744	48 248
宇和島市・北宇和郡	81 ,831	27 277
八幡浜市・西宇和郡	40 205	13 <i>4</i> 02
新居浜市	102 ,067	34 ,023
西 条 市	93 ,654	31 218
大洲市・喜多郡	53 ,604	17 ,868
伊 予 市	32 ,180	10 ,727
四国中央市	75 ,993	25 ,331
西予市	34 ,897	11 ,633
東 温 市	28 <i>4</i> 28	9 476

○愛媛県選挙管理委員会告示第56号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。 平成28年9月2日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

孙 īF 徭 ᅏ īF 前 1・2 省略 1・2 省略 3 老人ホーム 3 老人ホーム 種類 所 在 地 指定年月日 名 種類 所 在 地 指定年月日 名 省略 省略 済生会西条特別 省略 済生会两条特別 省略 養護老人ホーム 養護老人ホーム サービス付き高 | 有料老人ホ | 西条市大町303番 | 平成28年8月 齢者住宅スウィ -ム 地 1 22日

省略

4・5 省略

4・5 省略

<u>ング大町</u> 省略

雑 報

〇公 告

環境影響評価方法書について

環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第5条第1項の 規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書(以下「方 法書」という。)を作成したので、同法第7条の規定により、次の とおり公告します。 また、同法第7条の2第2項の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を郵送により提出することができます。

平成28年9月2日

四国電力株式会社

取締役社長 佐 伯 勇 人

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (1) 事業者の名称 四国電力株式会社
- (2) 代表者の氏名 取締役社長 佐伯 勇人
- (3) 主たる事務所の所在地 香川県高松市丸の内2番5号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 西条発電所 1 号機リプレース計画
- (2) 種類 汽力
- (3) 規模 出力 500,000キロワット
- 3 対象事業が実施されるべき区域

西条発電所(愛媛県西条市喜多川853)、同発電所北側隣接埋 立地及び地先海域

4 関係地域の範囲

愛媛県西条市

- 5 方法書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所

愛媛県庁環境政策課(愛媛県松山市一番町四丁目4番地2) 西条市役所環境衛生課(愛媛県西条市明屋敷164番地) 西条発電所(愛媛県西条市喜多川853)

(2) 縦覧期間

平成28年9月2日(金)から平成28年10月3日(月)まで (土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定す る休日並びに閉庁日は除く。ただし、西条発電所においては、 縦覧期間終了後も、平成28年10月17日(月)まで、全日、縦覧 可能。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

- 6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に 記載すべき事項
- (1) 提出期限 平成28年10月17日(月)まで(当日消印有効)
- (2) 提出先 〒760 8573 香川県高松市丸の内2番5号 四国電力株式会社 総合企画室 環境部 環境アセスメントグループ
- (3) 意見書に記載すべき事項
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の 名称
 - ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)
- 7 説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 日時 平成28年9月14日(水)午後6時30分から午後8時30分まで
 - (2) 場所 JA西条会館 はなゆい(愛媛県西条市神拝甲478番 地1)

平成28年9月2日 発行 684